

仕 様 書

京都市 環境政策局 適正処理施設部 施設整備課

(担当：富山、河端 電話 2 2 2 - 3 9 7 2)

件 名	令和 8 年度埋立地に係るダイオキシン類調査委託
契 約 期 間	契約の日の翌日から令和 9 年 2 月 2 6 日まで
契 約 条 件	別紙仕様書のとおり

注 本仕様について不明な点がある場合は、契約課の指示に従ってください。

令和8年度埋立地に係る
ダイオキシン類調査委託

仕様書

令和8年5月

適正処理施設部 施設整備課

－ 目 次 －

第 1 一般事項

1 委託業務等名	1 1 業務管理
2 履行場所	1 2 安全管理
3 履行期間	1 3 提出書類
4 用語の定義	1 4 履行確認等
5 業務の概要	1 5 支払条件
6 関係法令等の遵守	1 6 秘密の保持
7 受注資格	1 7 疑義等
8 費用の負担	
9 支給品等	
1 0 担当技術者及び安全管理者	

第 2 委託内容

1 周縁地下水調査
2 浸出水処理施設放流水調査
3 河川底質調査
4 調査結果の入力及び報告書の作成

別図 1、2

別表 1 から 4

参考資料

様式 1 から 8

仕 様 書

京都市 環境政策局 適正処理施設部 施設整備課

(担当：富山、河端 電話 222—3972)

第1 一般事項

1 委託業務等名

令和8年度埋立地に係るダイオキシン類調査委託

2 履行場所

- (1) 水垂埋立地 (所在地：京都市伏見区淀水垂町他)
- (2) 東部山間埋立処分地 (所在地：京都市伏見区醍醐陀羅谷他)

3 履行期間

契約の日の翌日から令和9年2月26日まで

4 用語の定義

(1) 監督員

監督員とは、本市が本委託業務等について選定した総括監督員、主任監督員及び担当監督員を称している。特に本市が提示しない場合は次のとおりとする。

- ア 総括監督員 施設整備課 課長
- イ 主任監督員 施設整備課 環境調査係長
- ウ 担当監督員 施設整備課 環境調査係 係員

(2) 承諾

承諾とは、受注者が監督員に対し、申し出た事項について、監督員が了解することをいう。

(3) 指示

指示とは、監督員が受注者に対し、必要な事項を示すことをいう。

(4) 協議

協議とは、監督員と受注者が結論を得るために合議することをいう。

(5) 計量証明

計量証明とは、法定計量単位により物象の状態の量を計って、その結果に関して、公に又は業務上他人に一定の事実が真実である旨を表明する行為のことをいう。

5 業務の概要

- (1) 本委託業務は、履行場所において、対象となる調査項目を適正に分析し、計量証明を行い、報告書を作成する業務を委託するものである。
- (2) 本委託業務の詳細は、「第2 委託内容」によるものとする。
- (3) 本仕様書に掲げる業務以外の業務が発生した場合は、別途契約するものとする。

6 関係法令等の遵守

受注者は、業務の履行に当たり、薬事法、建設業法、労働基準法、労働安全衛生法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、電気事業法、電気設備に関する技術基準を定める省令、道路交通法、公害関係法規、職業安定法及び本委託業務等に関するその他の関係法令等を遵守し、関係官公署の命令、指示に従うこと。

本委託業務等の履行期間中に、新たな関係法令及び通達等が施行され、業務内容を変更する必要がある場合は、協議し決定するものとする。

7 受注資格

- (1) 計量法第107条に規定する登録（次に掲げる事業の区分を全て含むものに限る。）を受けていること。
 - ア 濃度（水又は土壌中の物質の濃度に係る事業）
 - イ 特定濃度（水又は土壌中のダイオキシン類の濃度に係る事業）
- (2) 計量法第121条の2に規定する認定（認定の区分に「水又は土壌中のダイオキシン類の濃度に係る事業」を含むものに限る。）を受けていること。
- (3) 「ISO/IEC17025の要求事項を満足する試験を実施可能であること」の認定を受けていること。

8 費用の負担

次に掲げる費用は、受注者の負担とする。

- (1) 本委託業務を履行するために必要な採取作業に係る人員物資の移動、電力（調査地点付近に本市の電源があり、受注者による使用を監督員が認めた場合を除く）、運搬及び計量証明に係る分析、報告書の作成、提出に係る費用
- (2) 各種試験、検査、写真撮影等に必要な費用
- (3) 打合せ、調査結果の報告説明等のための本市施設への訪問に伴う交通費
- (4) 本市の施設・職員及び第三者等に損害を与えた場合、復旧する費用及び補償
- (5) 官公署等に対する書類の作成及び届出等の手続きに必要な費用
- (6) 受注者の本委託業務の履行不備によって発生したと認められる不具合についての修復費用
- (7) 本委託業務により発生した廃棄物の処理費用
- (8) 異常値に伴う追加調査又は他分析機関とのクロスチェックに係る費用

9 支給品等

(1) 用水

業務に必要な用水は、本市が無償にて支給する。支給に当たっては、事前に監督員の承諾を得るとともに、監督員の指示に従わなければならない。指示に反するときは、本市は支給をやめることが出来る。

(2) 事務所

業務を円滑に進めるため、監督員が指定する当施設内の場所を事務所として使用してもよい。使用するに当たっては、事前に監督員の承諾を得るとともに、監督員の指示に従わなければならない。ただし、本市から備品の貸与は行わない。

(3) 工具類

工具類は、原則として貸与しない。

10 担当技術者及び安全管理者

受注者は、担当技術者及び安全管理者を自社社員から選任し、監督員の承諾を得ること。担当技術者及び安全管理者を変更したときも同様とする。なお、担当技術者と安全管理者の兼任は認めない。

(1) 担当技術者

ア 担当技術者は、本委託業務等の履行に関し、運営、取締りを行うほか、受注者の一切の権限（委託料の変更、委託料の請求及び受領並びに契約の解除に係るものを除く。）を行使することができる。

イ 担当技術者は、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく地下水調査の実績があること。

ウ 担当技術者は、試料採取や測定時等には必ず現場に立ち会い、円滑な業務の進行を図ること。監督員の指示があった場合は、速やかに対応すること。

(2) 安全管理者

安全管理者は、担当技術者とともに本委託業務等において、安全対策を講じる者で、担当技術者が不在の場合は、担当技術者の業務を代行するものとする。

11 業務管理

(1) 運転等への支障

受注者は業務の履行に当たり、本市が行う運転、保守管理業務等に支障を与えないこと。

(2) 現場作業日程の調整

受注者は、現場での作業を行う場合、事前に監督員に確認し、本委託業務の履行に支障がないように対応すること。

(3) 他の調査業務等との調整

他の調査業務等と作業範囲や工程等が競合する場合は、十分に調整を行うこと。

(4) 連絡、報告

ア 担当技術者は現地作業の7日前までに監督員へ調査日程及び当日の工程表を送付して調査の周知を図り、調査に支障がないことを確認すること。

イ 担当技術者は、天候等により調査を順延する際は、現地作業前日の午後4時まで監督員へ連絡すること。

ウ 担当技術者は、現場作業当日に不測の事態が発生した場合は、必ず現場から監督員に報告するとともに、監督員及び現場職員の指示に従うこと。また、分析や報告書の提出に向けた進捗状況を、逐次監督員に報告すること。

(5) 資格、免許

資格、免許等を必要とする業務については、当該業務の期間中、有資格者を配置すること。

(6) 車両

ア 入場する車両については、当施設の運営に支障がないように留意すること。

駐車車両には、車外から確認できる位置に、委託業務等名及び受注者名を記入した札等を置くこと。また、業務の履行のために駐車場以外に駐車する必要がある場合は、事前に監督員の承諾を得ること。

イ エコランドへ進入する車両には黄色回転灯を付け、場内走行の際にはヘッドライトを点灯し、制限速度を遵守すること。また、回転灯は受注者にて準備すること。

(7) 作業時間

作業時間は、原則として午前9時から午後4時30分までとする。ただし、作業工程等の都合により、監督員が承諾した場合は、この限りではない。

(8) 服装

受注者及び再委託業者名が判断できる服装にて作業を行うこと。

(9) 原状復旧

受注者は、作業終了に際して、調査箇所周辺の後片付け清掃、原状復旧及び安全確認を行い、必要に応じて監督員の確認を受けること。

(10) 廃棄物処分

業務の履行に伴い発生する廃棄物は、関係法令等に従い適切に処理すること。ただし、監督員の指示するものは、指定する場所に保管すること。

(11) 使用機器

受注者は、調査に使用する機器について、あらかじめその機器の仕様を監督員に報告し承諾を得ること。

(12) 分析結果の速報

受注者は、試料採取後速やかに分析を開始し、試料採取の翌日から起算して10日以内（土日祝日を含む。）に監督員へ分析結果の速報を行うこと。なお、分析に時間を要する項目については、協議により別途速報の期日を決定する。

12 安全管理

(1) 安全管理、災害予防

安全管理者は、安全管理、災害予防に万全を期すよう留意すること。

(2) 安全教育

安全管理者は、従事者に対して必要な安全教育を実施し、その結果を記録すること。

監督員の指示があった場合は、安全教育の実施記録を提出すること。

(3) 従事者の指導

安全管理者は、施設内の立入禁止、火気厳禁、使用禁止、保護具着用等の指定場所における指示事項等を厳守するように、従事者を指導しなければならない。

(4) 使用機材等

安全管理者は、使用機材、仮設構造物、道工具類等について、使用前に安全性等を確認すること。

(5) 漏電保護

履行場所のコンセント電源を利用する場合は、漏電保護機能付の安全装置を取り付けること。

(6) 他委託業者との調整

安全管理者は、他の委託業者等とともに十分に調整、協力し、安全対策に努めること。

(7) 災害、事故時の対応

委託業務等の遂行中に発生した災害・事故については、受注者が全責任を負うものとする。災害等が発生した場合は速やかに適切な措置を実施し、被害状況、原因及び対応を監督員に報告し、必要に応じて安全計画書を提出すること。

13 提出書類

受注者は、次の各段階で次に掲げる書類を（部数指定の場合を除き）各1部提出し、監督員の承諾を得ること。

書類は、表紙、目次及びそれに対する仕切りカード等を入れ見やすく整理すること。

また、提出書類を全て格納できるA4パンチファイルを業務着手前に提出するものとし、A4パンチファイルの表紙及び背表紙には、委託業務等名及び受注者名を明記すること。

以後の各段階での書類の提出方法についてはパンチ穴を開けた状態（請求書は除く）で封筒、クリアファイル等を用いること。

なお、書類の量が多い場合は分冊も可とするが、極力両面印刷し、紙の使用量の削減を行うこと。

(1) 業務着手前

契約後、速やかに次の書類を提出すること。

ア 委託契約書の写し

イ 委託料内訳書

ウ 担当技術者、安全管理者通知書（様式1）

エ 担当技術者、安全管理者経歴書（様式2）

オ 予定工程表（様式3）

カ 業務計画書

業務計画書は調査内容を文書化したものとする。

キ 体制表（緊急連絡先及び再委託先がある場合はそれを含む）（様式4）

ク 資格、免許等の写し

資格、免許等が必要な作業がある場合は、該当作業の従事者の該当作業に関する資格、免許等の写しを提出すること。

ケ 再委託承諾申請書（該当がある場合）（様式5）

再委託承諾申請書には、次の書類を添付すること。

(ア) 履行能力を証明する書類

再委託する業務内容に、技術条件が付されている場合及び資格、免許等が必要な場合は、履行能力を証明する書類として、資格、免許等の写しを提出すること。

(イ) 履行の質を担保する書類

過去の同種調査の履行実績を確認できる書類を提出すること。

(2) 業務完了時

業務完了時に次の書類を提出すること。

ア 報告書

報告書は、「調査の概要」、「計量証明書等」、「作業記録写真」を1つとし、別表4のとおり取りまとめ、提出すること。

作業記録写真については、次のとおりとする。

(ア) 様式8に則り、採取地点毎に3枚撮影し、年月日、説明等を書き加えて整理すること。また、委託契約名、年月日、受注者名を記載した黒板等（電子黒板を含む）を被写体に写し込むこと。

(イ) 原則、デジタル写真とし、色彩はカラーとする。

(ウ) 有効画素数は300万画素以上とし、大きさはL版（サービスサイズ）程度とし、着手時に提出されているA4パンチファイルに綴じることのできる方式であること。

イ 業務完了届（様式6）

ウ 請求書 (様式7)

14 履行確認等

受注者は、業務完了時に報告書を提出し、担当技術者立会いのもと、監督員による履行確認を受けるものとする。

15 支払条件

支払回数は業務完了後の一括支払とし、前払金の支払は行わない。

16 秘密の保持

(1) 秘密保持の義務

本市及び受注者は、本委託業務等を通じて知り得た個人情報等の業務上の秘密を外部に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。本委託業務等の履行に当たる受注者の従事者も同様の義務を負い、この違反について受注者はその責を免れない。

(2) 契約終了及び解除の場合

前項の規定は、契約が終了又は解除された後においても同様とする。

17 疑義等

業務上発生した疑義については、協議のうえ対処するものとする。

第2 委託内容

本委託契約は、次のとおりである。ただし、雨天により地下水等への影響が予想される場合は、調査予定日を延期する可能性があるため、その点承知されたい。

1 周縁地下水調査

別図1に示す3地点（水垂埋立地）及び別図2に示す3地点（東部山間埋立処分地）において、別表1のとおり周縁地下水調査を実施する。

2 浸出水処理施設放流水調査

水垂埋立地の浸出水処理施設2箇所（処理前1箇所、処理後1箇所）及び東部山間埋立処分地の浸出水処理施設2箇所（処理前1箇所、処理後1箇所）において、別表2のとおり浸出水処理施設放流水調査を実施する。

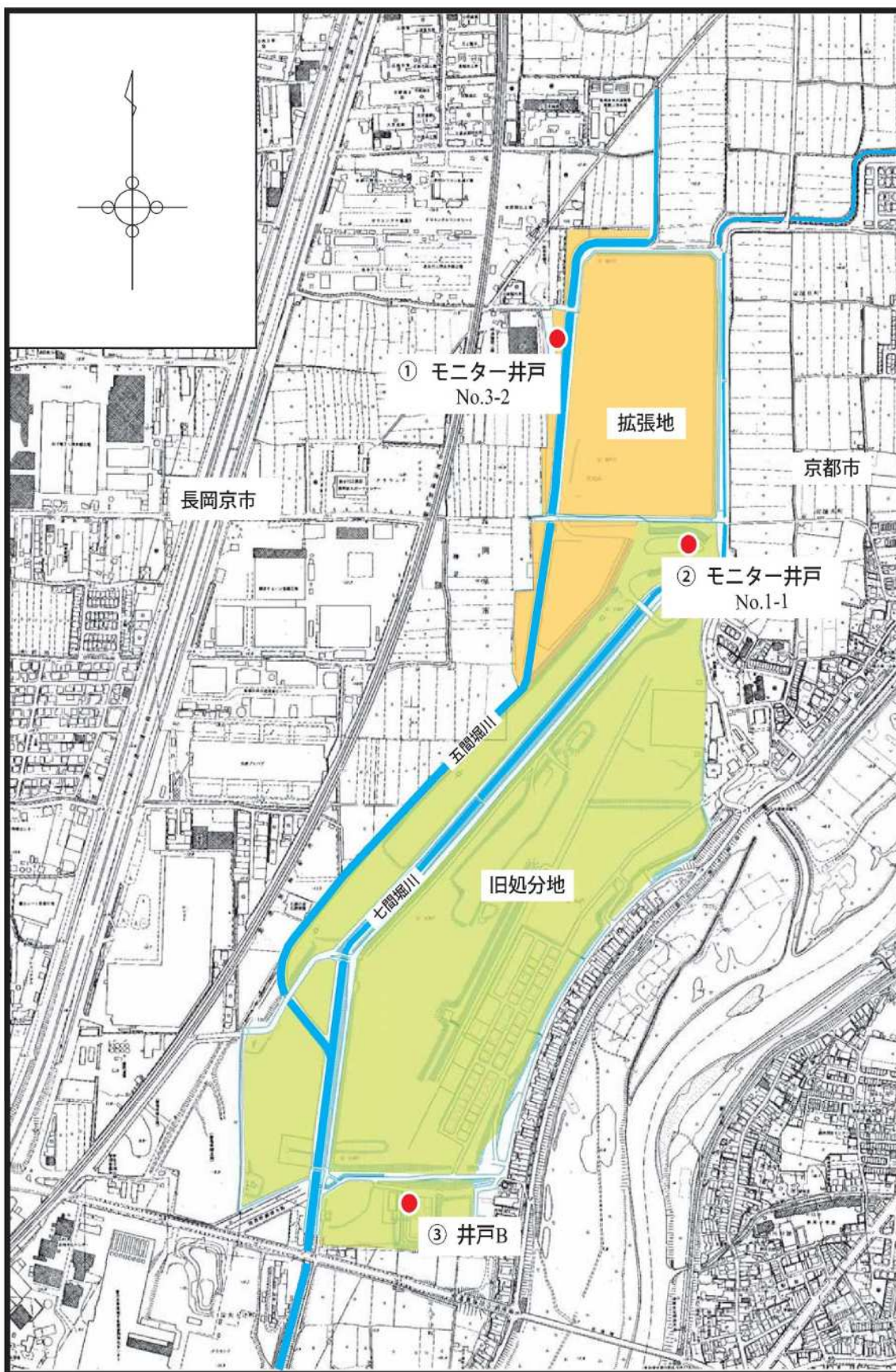
3 河川底質調査

別図2に示す1地点（東部山間埋立処分地）において、別表3のとおり河川底質調査を実施する。

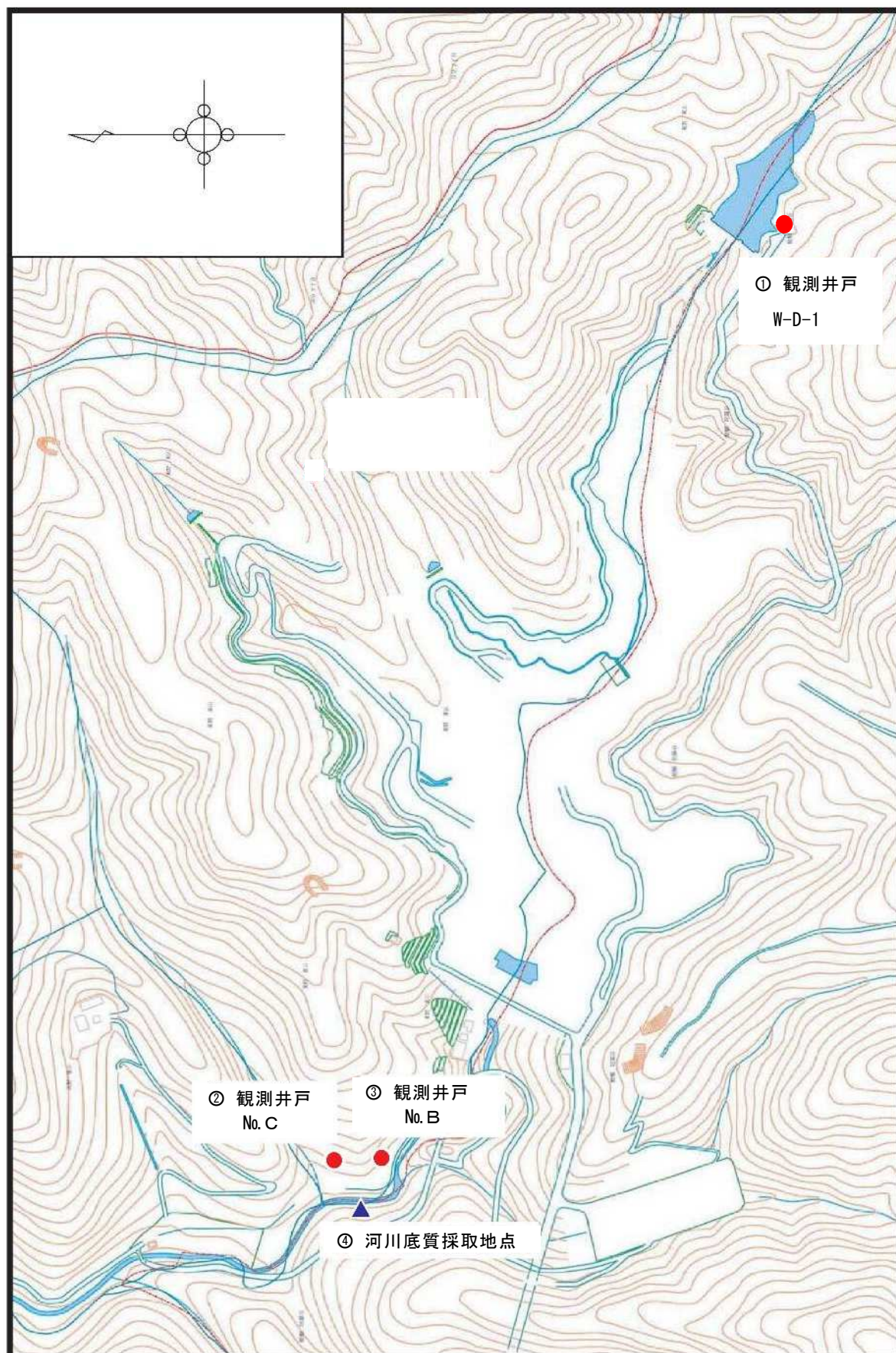
4 調査結果の入力及び報告書の作成

上項1から3の調査について、本市の指定する様式への調査結果の入力及び「第1 13 提出書類」のとおり、報告書を作成すること。

水垂埋立地周縁井戸位置図



東部山間埋立処分地周縁井戸位置図



[別表 1] 周縁地下水調査

(1) 調査項目及び分析方法

調査項目	分析方法	適用法令等	総検体数
ダイオキシン類	日本産業規格（以下「JIS」という。）K 0312 に定める方法	「最終処分場に係るダイオキシン類の水質検査の方法」（平成 12 年環境庁・厚生省告示 1 号）	6
水素イオン濃度	JIS K 0102-1 の 12 に定める方法	「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）	6
浮遊物質質量	右告示の付表 8 に定める方法		6
電気伝導率	JIS K 0102-1 の 13 に定める方法	「一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の最終処分場に係る水質検査の方法」（平成 10 年環境庁・厚生省告示 1 号）	6
塩化物イオン濃度	JIS K 0102-2 の 6.3 に定める方法		6

注 1 地下水の採水に当たっては、「ダイオキシン類の測定のための地下水の採水に係る留意事項について」（平成 12 年 4 月 26 日付け環水企第 231 号）に示された留意事項に基づくこと。また、採水する地下水が定常状態と認められるまで、本市との協議に基づいた事前揚水を行うこと。また、採水時の揚水速度は 0.6 リットル／分以下とすること。

注 2 天候など採水時の気象状況について調べ、報告書に記載すること。

注 3 井戸の構造や採水状況等についても報告書に記載すること。

注 4 ダイオキシン類については、評価の指標に地下水環境基準（1 pg-TEQ/L 以下）を用いることから、この適合状況が十分に把握できるよう調査計画を立てること。

注 5 採水は上流側の井戸から順に行うこと。

注 6 令和 7 年度の地下水の採水状況を「参考資料」に示す。

注 7 「別図 1、2」の詳細については、契約後に監督員が説明する。

(2) 調査頻度、検体数

対象事業場	調査地点数	調査頻度	総検体数
水垂埋立地	3	各 1 回	3
東部山間埋立処分地	3	各 1 回	3

[別表 2] 浸出水処理施設放流水調査

(1) 調査項目及び分析方法

調査項目	分 析 方 法	適用法令等	総検体数
ダイオキシン類	日本産業規格（以下「JIS」という。）K 0312 に定める方法	「最終処分場に係るダイオキシン類の水質検査の方法」（平成 12 年環境庁・厚生省告示 1 号）	4
水素イオン濃度	JIS K 0102-1 の 12 に定める方法	「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）	4
浮遊物質質量	右告示の付表 8 に定める方法		4
電気伝導率	JIS K 0102-1 の 13 に定める方法		4
塩化物イオン濃度	JIS K 0102-2 の 6.3 に定める方法		4

注 1 ダイオキシン類については、評価の指標として、維持管理基準又は下水の排除基準（ともに 10pg-TEQ/L）を報告書に記載すること。

注 2 採水は排水処理の上流側から順に行うこと。

注 3 採水は対象事業場毎に行うものとする。

(2) 調査頻度、検体数

対象事業場	調査地点数	調査頻度	総検体数
水垂埋立地	2	各 1 回	2
東部山間埋立処分地	2	各 1 回	2

[別表 3] 河川底質調査

(1) 調査項目及び分析方法

調査項目	分析 方 法	備考	総検体数
ダイオキシン類	「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準について（平成 11 年環境庁告示第 68 号）」に定める方法	「ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル」（令和 4 年 3 月環境省）を参考にすること。	1 (河川底質)

(2) 調査頻度、検体数

対象事業場	調査地点数	調査頻度	総検体数
東部山間埋立処分地	1	1 回	1

[別表4] 提出する報告書一覧

提出する報告書の種類	提出数
報告書名	
水垂埋立地周縁地下水調査報告書	1
東部山間埋立処分地周縁地下水調査報告書	2
水垂埋立地浸出水処理施設放流水調査報告書	1
東部山間埋立処分地浸出水処理施設放流水調査報告書	2
東部山間埋立処分地河川底質調査報告書	1
電磁的記録媒体（上記全ての調査報告書及び測定詳細記録書）	1

(参考資料) 井戸の状態

参考に令和7年度調査での井戸の状態を以下に記す。また、図1～4に各井戸（水垂埋立地の観測井戸B及び東部山間埋立処分地の観測井戸No.Bを除く）の模式図を示す。

(1) 水垂埋立地

	観測井戸 B	モニター井戸 No.1-1	モニター井戸 No.3-2
ボーリング長 (m)	---	45	36
採取口内径 (cm)	70	6	6
水位 採水開始時 (m)	---	- 5.00	- 4.60
水位 採水終了時 (m)	---	- 5.00	- 4.60
揚水方法	ステンレス柄杓	モニタリングポンプ	モニタリングポンプ
揚水の速さ (L/min)	---	約 0.6	約 0.6
調査日	令和7年11月28日	令和7年11月28日	令和7年11月28日
採水時刻	9:45～10:00	13:20～15:00	10:20～12:30

(2) 東部山間埋立処分地

	観測井戸 No.B	観測井戸 No.C	観測井戸 W-D-1
孔口標高 (m)	288.5	294.0	468.1
ボーリング長 (m)	50	35	35
採取口内径 (cm)	6	6	5
水位 採水開始時 (m)	- 0.80	- 1.30	- 8.35
水位 採水終了時 (m)	- 14.10	- 4.50	- 8.50
揚水方法	モニタリングポンプ	モニタリングポンプ	モニタリングポンプ
揚水の速さ (L/min)	約 0.6	約 0.6	約 0.6
調査日	令和7年11月21日	令和7年11月21日	令和7年12月17日
採水時刻	10:00～13:50	10:20～14:20	10:00～13:00

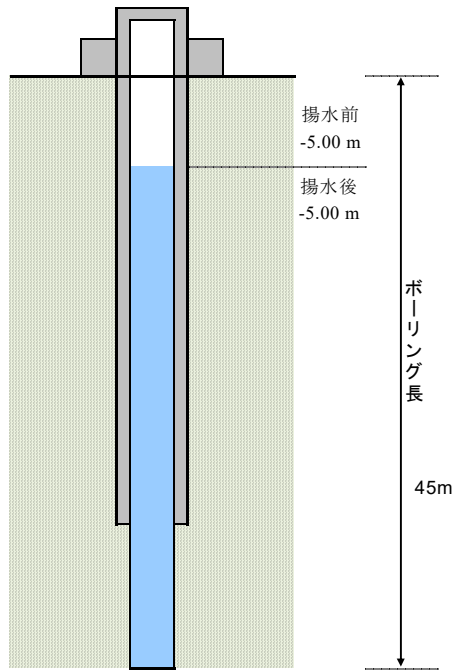


図1 モニター井戸 No.1-1 (水垂埋立地)

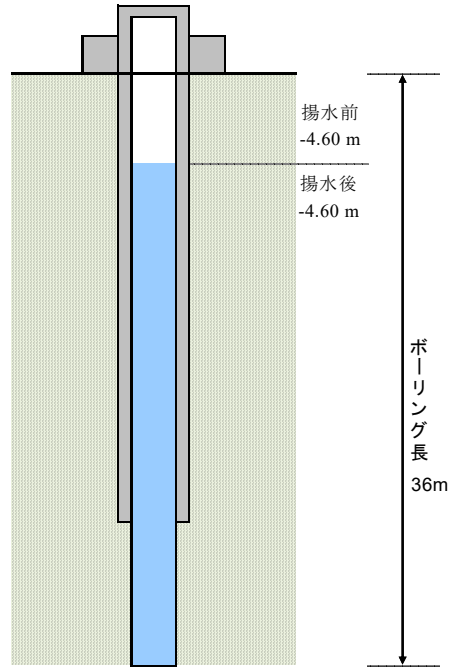


図2 モニター井戸 No.3-2 (水垂埋立地)

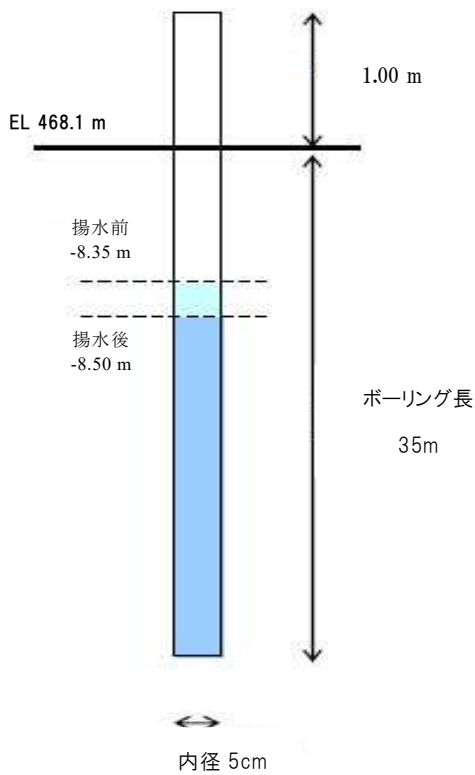


図3 観測井戸 W-D-1
(東部山間埋立処分地)

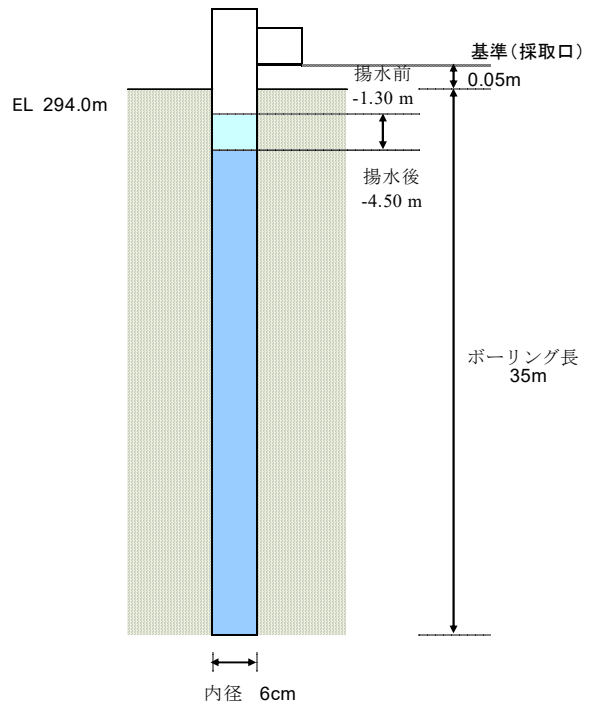


図4 観測井戸 No.C
(東部山間埋立処分地)

(様式1)

担当技術者、安全管理者 通知書・変更通知書

令和 年 月 日

京 都 市 長

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

下記のとおり担当技術者、安全管理者を決定・変更したので、経歴書を添えて通知します。

記

委託業務等名

履 行 場 所

担 当 技 術 者

安 全 管 理 者

(様式2)

担当技術者、安全管理者 経歴書

令和 年 月 日

京 都 市 長

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

氏 名

資 格

職歴・業務履歴

体制表

委託業務等名

TEL :

営業関係

担当 :

TEL :

担当技術者

TEL :

再委託承諾申請書

令和 年 月 日

京 都 市 長

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

契約の履行に当たり、下記のとおり再委託を行うこととしたいので承諾願います。

記

- 1 委託業務等名
- 2 再委託の内容
- 3 再委託の相手方
 - (1) 商号又は名称
 - (2) 氏名又は代表者の職・氏名
 - (3) 所在地
 - (4) 電話番号
 - (5) 再委託予定金額 (税込み又は税抜きを明記すること)

業 務 完 了 届

令和 年 月 日

京 都 市 長

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

下記のとおり委託業務等が完了しましたので通知します。

記

委託業務等名

履 行 場 所

履 行 期 間

委 託 料

完 了 年 月 日

請求書

税込み請求金額	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	一

円

※ 金額の先頭に「¥」等を記入してください。

(宛先)京都市長

請求日	年	月	日
-----	---	---	---

請求者	住所
	氏名

※ 法人・団体の場合は、所在地、法人・団体の名称、請求権限のある方(代表取締役、理事長、代表者から委任を受けた支店長等)の職名・氏名を記入してください。

請求の概要

請求の内訳	品名、寸法形状、業務内容等	単価及び数量・単位		金額	備考

税抜き合計	←端数処理前
税込み請求金額	←1円未満切捨て

※ 内税・非課税等の場合は、「税抜き合計」は空欄でも構いません。

- [税率が通常と異なる場合]
- 税率改定前取引のため旧税率適用
 - 経過措置により旧税率適用
 - 軽減税率適用

振込口座	<input type="checkbox"/> 登録済みの口座(1口座のみ登録)→以下記入不要です。 <input type="checkbox"/> 登録済みの口座(複数口座を登録)のうち、下記の口座→口座番号まで記入してください。 <input type="checkbox"/> 登録していない下記の口座→全て記入してください。											
	金融機関名			店舗名			預金種目			口座番号		
							<input type="checkbox"/> 普通(総合) <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 貯蓄 <input type="checkbox"/> その他					
	口座名義(フリガナ)											
	口座名義(漢字等)											

※ 原則として、請求者の名義の口座を記入してください。

※ ゆうちょ銀行の場合は、振込用の店名(漢数字)・預金種目・口座番号を記入してください。

近 景	
委 託 名	令和**年度 京都市***** *****調査委託
地 点 名	**部クリーンセンター 最終放流水
対 象	重点項目（*項目）
調 査 日	令和 年 月 日
特 記	

遠 景	
委 託 名	令和**年度 京都市***** *****調査委託
地 点 名	**部クリーンセンター 最終放流水
対 象	重点項目（*項目）
調 査 日	令和 年 月 日
特 記	

試 料	
委 託 名	令和**年度 京都市***** *****調査委託
地 点 名	**部クリーンセンター 最終放流水
対 象	重点項目（*項目）
調 査 日	令和 年 月 日
特 記	